

寒川町議会告示第 1 号

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示をここに
公表する。

令和 7 年 1 月 6 日

高座郡寒川町議会議長 天利 薫

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

寒川町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年寒川町議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「含む」を「含む。」に改める。

第7条第9項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第9条第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を、「出入国管理及び難民認定法」の次に「（昭和26年政令第319号）」を、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の次に「（平成3年法律第71号）」を加える。

第10条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附 則

この告示は、令和7年1月6日から施行する。